

ご誕生おめでとうございます

出生届

手続き一覧表

※お子さまが生まれた日を含めて14日以内に届出してください。

※届出は休日・夜間(17:15～翌8:30)でも可能です。

休日は庁舎内日直室、夜間は消防署にて受付しますが、届書は一時預かりとなります。

お預かりした書類の審査や諸手続が必要となりますので、

届出後できるだけ早い開庁日に、市民税務課窓口までお越しください。

【届出に必要なもの】

- 窓口に来る方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- 出生証明書(病院等で発行されたもの)
- 母子健康手帳
- 届出人の印鑑

★出生届後、お子さまの個人番号通知カードがお手元に届くまで約1ヶ月かかります。

すぐに個人番号を知りたい場合は住民票の取得(400円)をお願いいたします。

★生まれたお子さまが記載された戸籍発行可能予定日は____月____日です。

ただし、混雑状況等により前後する場合がありますのでご了承ください。

-----お問合せ-----

尾花沢市役所 〒999-4292 山形県尾花沢市若葉町一丁目2番3号

《代表電話番号》 0237-22-1111

《窓口開庁時間》 8:30～17:15 (土・日・祝・年末年始を除く)

《出生届について》 市民税務課市民年金係 内線131・132

